

第6章 雑則（第49条・第50条）

第49条（規則への委任）

（規則への委任）

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説等】

この条は、規則への委任について定めたものです。

規則には、第3章第3節に規定する助言・あっせんにおける手続の手順、申立書の様式等が規定されることとなります。

これ以外にも条例に規定のない詳細な事項を定めることとなります。

第50条（罰則）

（罰則）

第50条 第26条（第48条において準用する場合を含む。）又は第31条第3項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【解説等】

この条は、罰則について定めたものです。

罰則については、広域専門相談員、障害のある人の相談に関する調整委員会の委員及び障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議の委員に対して課せられるものです。

これらの者は、特別職の公務員であり、その職責の重さから、守秘義務違反を犯した場合には、この規定に基づいて罰則が課されることとなります。

地域相談員については、類似の業務を担う人権擁護委員及び民生委員に守秘義務違反の罰則が課されていないため、これらの者と同様に罰則の対象とはしていません。

罰則の量刑については、長崎県個人情報保護条例第67条（50-1）と整合性をとっています。

また、障害者差別解消法では、「障害者差別解消支援地域協議会」の事務に従事する者又は従事していた者に対して守秘義務が課されており、違反した場合の罰則の量刑は、この条例に規定するものと同じ内容となっています（50-2）。

50-1 長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）〔抄〕

第4章 長崎県個人情報保護審査会

（設置等）

第52条 第42条の規定による諮問に応じて不服申立てについて調査審議するため、長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 〔略〕

（委員）

第53条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第67条 第53条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

50-2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）〔抄〕

（障害者差別解消支援地域協議会）

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 〔略〕

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。